

## 第4回滋賀県企業庁経営戦略懇話会 議事概要

日時 令和8年(2026年)2月9日(月) 14:00~14:30

場所 滋賀県企業庁 大会議室【Web併用】

出席者 委員 西谷委員 【Web出席】小川委員、北川委員、杉澤委員

企業庁 藤原庁長、中島次長、有田経営課長、谷川施設整備課長、木澤浄水課長、  
杉田経営課参事、南計画管理室長、鈴木水質管理室長、ほか関係職員

欠席者 平山委員

<議題 滋賀県企業庁経営戦略の見直し(案)について>

事務局説明

(委員)

資料3の19ページの資本的収支の記載の一番下の行において、「約7千万」とあり、単位がない。

43ページの②料金の表において、南部では34円70銭とあるが、彦根では3.6円となっており、整合させた方がよい。

(企業庁)

修正する。

(委員)

今回の見直しの背景において、取り巻く環境の変化をはじめ、管路の老朽化に起因する事故の発生が大きいとされている。概要や本文には見直したアセットマネジメント計画を着実に実施するというような記載がされているが、どういうことを見直したのかが書かれていないので、県民の方が見られた場合に、内容が伝わるのかと思うが、いかがか。

(企業庁)

一つの案であるが、1ページの「策定等の趣旨」の中で先に触れるという方法がある。アセットマネジメント計画については戦略のいろいろなところに関連があると思うので、一番大事なところで、アセットマネジメント計画の見直しについても触れておくというやり方があると思うが、どうか。

(委員)

大丈夫かと思う。

(企業庁)

承知した。記載にあたっては、もう少し庁内で吟味をし、委員の御指摘に沿うような形で書かせていただきたい。

(委員)

今回 10 年分のうちの 5 年ということで、半分の見直しにあたり元の文章をどこまで変えるかが問題となるが、変えにくいところはあるだろう。元の文章の形を大切にするのであれば、どのように見直したかというのは少し書きづらいので、どこか追記するという形にせざるを得ない。であれば、1 ページ目の「策定等の趣旨」のところで、見直しの背景として 10 年間の戦略期間をベースとして見直しを後半の 5 年間として書かれているのであれば、その中に入れられたらいいのかなと思う。委員の発言に対しては、第 3 章には入れにくいので、例えば 39 ページ第 5 章の基本的な考え方のところ今回見直しでこういう視点が入ったというのを一文入れればいいのかという気はする。中身については変わらないということであれば、補助的なものとして入れるとか。委員、いかがか。

(委員)

問題ない。

(委員)

ほか意見等はよろしいか。

(委員)

5 ページに料金改定の表があるが、ここでいう使用料金は、変動部分ということか。

(企業庁)

使用料金については、水量の実績に基づいて、負担いただく分になる。

(委員)

平成 30 年に 1 回下がっているのか。

(企業庁)

電気料金の値下げがあり、平成 30 年に値下げの改定をした。

(委員)

それが従量契約の話か。電力供給について最終保証契約で高くなっていることと、それと関係があるのか。

(企業庁)

平成 30 年から使用料金の 29.2 円でずっと同じ料金である。使用料金で維持管理費を負担いただいている。令和 4 年に最終保証契約の電気料金となったが使用料金はそのままなので、費用がかさんだ分、純利益が少なくなっている。

(委員)

使用料金が下がった理由は電気の話と関係があるのか。

(企業庁)

平成 30 年に関西電力が電気料金を値下げしたので、平成 28 年で見込んだときよりもその分を反映した形で使用料金を改定した。

(委員)

収支の文言の中に、単価を下げすぎたという記載は出てこないが、そのことは純利益の減少理由になるのではないのか。

(企業庁)

料金の設定に当っては、将来の 5 年間の経費を見込んで単価を設定する。そのときの実績に応じて単価を設定しているわけではなく、今回だと平成 30 年度からの将来の経費を見込んで 29.2 円としている。その中で電気料金が上がってきたので、純利益が下がったということ。

(委員)

補足する。時間軸を考えていただくと、平成 28 年から平成 30 年の頃は割と大きな変化もない時代だった。その時代に見直し時期がきたため、電気料金の動向をみると現状維持もしくは下がりそうだという見込みのもと、一旦はそれを前提とした使用料金を市町と話し合った上で決めて、値下げをした。しかし、令和元年から新型コロナが発生し、ウクライナ戦争が始まって、インフレが起こったために、電気料金が低いままと思って使用料金を下げたその 5 年間のコストが想定外に大きくなって、純利益が減っていった。平成 29 年に下げたときにはコロナとかウクライナ戦争とかを予見できなかったもので、このままいくだろうということでの料金設定をされたところ、令和元年から状況がかなり変わってしまって純利益も下がってしまったという状態だと思う。その上で今回それを踏まえて、令和 9 年からの料金改定においては、少し高めの使用料金というものを市町と話し合い、本当は令和 8 年からだったが、令和 9 年 4 月 1 日から値上げをすることになったというような経過だと思う。

(委員)

料金を下げすぎたから利益が低くなったというよりは、経費が上がったから純利益が減少したということか。

(委員)

なので結果的に後から見れば、あのとき下げすぎてたなということにはなるが、その下げる時点ではコロナもウクライナ戦争もわからなかったのもので、そのときにおいては合理的な判断ではあった。ただ、計算式があるので、そのときに下げなかったら市町との話し合いもうまくいかなかったはず。そのとき値下げした29.2円については合理的な判断ではあっただろう。

(委員)

特に記載する必要がないという理解でいいということで、承知した。

(委員)

その後にウクライナ戦争とかコロナがあった、とかの記載があればもしかしたら少しわかりやすかったかもしれない。

(委員)

これから耐震化とか老朽化対策をされると思う。基本料金は平成23年から据え置きになっているが、市町との協議で上げることができなくてそのままになっているのかわからないが、基本料金を変えなくても使用料金の上昇でそれらの対策費などを賄えるようになっているのか。1,270円のままでこの先も大丈夫と判断されたのか。

(企業庁)

料金改定は5年ごとにさせていただいており、今回の見直しについては令和12年度までを予定している。その中で、基本料金は減価償却費と支払利息を基本料金の算定基礎としており、5年間の費用をその基本水量で割った基本料金の単価は12年度までは1,270円でいけるという試算が出たので、今回据え置きとしているところ。ただ、今後は老朽化対策や耐震化対策ももっと必要になってくるので、令和13年度からの料金改定時にまた新たな経費を積み上げ市町の方と協議をしていきたいと考えている。

(委員)

承知した。

(委員)

表の中で、例えば基本料金が1立米1,270円。基本料金と使用料金の方で元になっている計算方法が異なっている。基本料金は固定で出るようなお金をカバーするもの、基本料金で確保してしまった上で、市町がさらに使用料金をオーバーしていったりする。その部分については、元々の固定費を上回っていく部分になるのでそのところは変動費を対応させてお金を取る。企業庁の方での固定費と変動費に大体合わせて取っているというような形になる。なので基本料金さえきっちりいただければ固定費部分はある程度カバーでき

て、使われる部分については変動費の部分だけということで、1 立米当たりの単価もかなり違うものとなる。元々の算定の根拠が、基本料金と使用料金で違うということになっているというふうに説明できると思うが、それでよいか。

(企業庁)

はい。

(委員)

なので、もしかしたら発言の趣旨からすると平成 28 年以降で、そういう固定の費用については何も変わってないのではないかと、変わらないから 1,270 円のままなのではないか、その間も結構固定費のお金は変わったんじゃないかというような質問でもあると思うが、それに対してはいかがか。

(企業庁)

総括原価方式で、その都度、施設整備に対する減価償却費を積んでいるので、内訳は変わっているものの、基本料金の算定根拠についてはほぼ同じ額が上がっているということになる。

(委員)

承知した。基本料金の算定の仕方がわからなかったもので、物価が上がっている中これからのためにももう少し料金を上げてもいいのかなと思った。水を利用する私達からしてみれば料金が安いに越したことはないが、今後のことを考えるとずっと変わらないのはどうなのかと思った。

(委員)

おっしゃるとおりだと思う。物価変動というのは、今後の固定費の基礎に入ってくるので、多分次はこのとおりにはいかないだろうなと思いながら見ておけばいいのではないかと。料金の改定にあたっては、過去の支出に基づいて計算するものなので、使用料金は結構物価の変動を反映しやすいが、基本料金は一つ一つの施設の寿命が長いので昔の物価を反映したような金額になりがちである。なので、最近の物価変動というのはおそらく次のフェーズ、5 年後ぐらいのところに入ってくるんだろう。今の物価変動については、次の 5 年後ぐらいのところの基本料金に反映されていくなというような感じで構えておいていただければいいと思う。